

島根原子力発電所2号機 第15回定期検査の実施状況  
(平成20年10月26日現在)

## 主要事項

連絡項目	実施日
発電停止	H20. 9. 7 1:00
原子炉停止	H20. 9. 7 5:51
原子炉起動	
試運転開始	
発電開始	
総合負荷性能検査	

## 原子炉関係

連絡項目	実施日
原子炉格納容器開放	H20. 9. 7
原子炉圧力容器開放	H20. 9. 10
燃料取出	H20. 9. 11~H20. 9. 16
制御棒, 中性子検出器取替	H20. 9. 17~H20. 9. 25
制御棒駆動機構機能試験	
燃料装荷	
原子炉圧力容器復旧	
原子炉圧力容器漏えい検査	
原子炉格納容器漏えい率検査	

## タービン関係

連絡項目	実施日
車室分解開始	H20. 9. 9
車室分解完了	H20. 9. 15
車室組立開始	H20. 10. 21
開放検査終了	
車室組立完了	

## 主要工事

連絡項目	実施日
制御棒駆動機構取替工事	H20. 9. 17~
出力領域計装取替工事	H20. 9. 22~
逃がし安全弁取替工事	H20. 9. 19~
制御棒取替工事	H20. 9. 17~
残留熱除去系ヘッドスプレイ配管改造工事	H20. 9. 19~H20. 10. 23
水没弁点検工事	H20. 10. 3~
耐震裕度向上工事	H20. 9. 17~
原子炉再循環系配管等点検	H20. 9. 12~
復水・給水系配管等点検	H20. 9. 22~

## 《特記事項》

### ・「B-自動スクラム」警報の発報について

9月7日(日)、第15回定期検査開始に伴う原子炉停止操作中の3時46分に、中間領域検出器<sup>※1</sup>チャンネル15の指示が瞬間的に上昇し、「B-自動スクラム<sup>※2</sup>」の警報が発報した。

なお、他の中性子検出器に変化はなかった。

原因は調査中。

※1 中間領域検出器：原子炉内の中性子を測る装置の一種で原子炉の起動および停止時の中性子の量を監視するもの。

※2 自動スクラム：原子炉の緊急停止をいい「B-自動スクラム」は、原子炉を緊急停止するためのA・B2つの信号のうち、1つだけが発生した状態。

スクラム信号はA・Bが同時に発生することで制御棒を全挿入し、原子炉を緊急停止させる。

### ・運転上の制限の逸脱、復帰について

原子炉停止後の原子炉冷却操作中のところ、9月7日(日)17時45分頃から「D-主蒸気管モニタ」(低)<sup>※1</sup>の警報が頻繁に発生したため、17時58分に原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足しない状態であると判断した。

その後、19時07分に原子炉が冷温停止状態<sup>※2</sup>となり、その結果、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足しない状態から復帰した。

原因は調査中。

※1 「D-主蒸気管モニタ」(低)

主蒸気管の放射線量が低くなった場合に発生する警報で、測定系の異常を検知する。

※2 冷温停止状態

原子炉水温度が100℃未満の状態

### ・原子炉建物内での水漏れについて

9月25日(木)10時20分頃、原子炉建物地下2階にある圧力抑制室下部の床面に溜まり水があることを確認した。

水の漏えい箇所を調査したところ、定期検査において開放点検を行っている残留熱除去系の弁から漏えいしたことを確認したため(発見した時点では漏えいは止まっていた)、直ちに当該弁の上流側に設置している隔離弁を閉止した。

漏えいが発生した原因は、当該系統の洗浄用水受けタンクのポンプが自動起動した際に、当該弁の上流側に設置している弁(通常、閉止状態で管理)を別の点検作業に伴い開状態にしていたため、タンク内の水が配管を通して当該弁に流れ込み漏えいしたものであった。

なお、漏えい水の量は約660リットル（放射能量：約81万ベクレル）で、紙ウエスにより拭き取り回収した。

・原子炉圧力容器内で発見された異物について

9月17日（水）から原子炉圧力容器内構造物等の点検作業を行っていたところ、炉心シュラウド外側のジェットポンプ付近のプレート上でピン状の異物（長さ約50ミリメートル、直径約6ミリメートル）、帯状の異物（長さ約40ミリメートル）およびテープ片状の異物（長さ約20ミリメートル）を発見し、9月20日（土）までに回収した。

回収した異物を調査したところ、ピン状の異物（金属製、ピン本体に割りピン1本が装着されたもの）については、建設中（昭和63年）の試運転時に発生した原子炉給水外側隔離逆止弁の開閉表示装置の破損部品の一部と推定した。

今後、未発見の部品（ワッシャー2枚、割ピン1個）が原子炉の運転に与える影響について、評価を行う。

また、帯状の異物（プラスチック質）およびテープ片状の異物（紙質）については、定期検査中の作業において使用した作業用消耗品の破片であるものと推定した。

・原子炉再循環系配管の点検状況について

原子力安全・保安院の点検指示\*に基づき、9月12日（金）から原子炉再循環系配管の溶接継手部49箇所について、超音波探傷検査による点検を実施していたが、10月14日（火）、B-原子炉再循環系配管と原子炉浄化系配管の接続部分の溶接継手部にひびと思われる信号（2箇所）を確認した。

今後、ひびの長さ、深さ等の詳細調査を行ったうえで必要な処置を施す。

なお、残りの箇所についても、超音波探傷検査を継続して実施する。

※ 平成18年3月23日付け原子力安全・保安院点検指示

「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」

（平成18年3月20日原院第2号）

以上